

## 工場緑地の緩和に関する条例(素案)への意見募集(パブリック・コメント)

このたび、工場の緑地のあり方について、「明石市工場緑地のあり方検討会」から市に提出された答申書の内容を踏まえ、条例素案を作成しました。

については、条例素案について幅広く市民の声を聞くためパブリックコメントを実施します。

### 1 意見を募集する条例素案

明石市工場立地法の特例措置及び周辺地域における生活環境等の向上に資する取組の推進に関する条例(素案)

### 2 募集期間

2022年1月15日(土)～2022年2月13日(日)

### 3 資料の閲覧

#### ◆配布資料

- ① 工場緑地の緩和に関する条例(素案)への意見募集(パブリック・コメント)
- ② 明石市工場立地法の特例措置及び周辺地域における生活環境等の向上に資する取組の推進に関する条例(素案)
- ③ 明石市工場立地法の特例措置及び周辺地域における生活環境等の向上に資する取組の推進に関する条例(素案)の概要
- ④ 明石市工場緑地のあり方検討会 答申書
- ⑤ 明石市工場緑地のあり方検討会 資料概要
- ⑥ (参考様式) ご意見提出用紙

#### ◆閲覧場所

市ホームページ、行政情報センター(明石市役所本庁舎1階)、あかし総合窓口(パピオスあか6階)、大久保市民センター、魚住市民センター、二見市民センター

#### 4 提出方法

- ◆必要事項（住所、氏名、年齢、電話番号、意見）を記載の上、下記の方法によりご提出ください。
- ◆自由様式（必要に応じて参考様式「ご意見提出用紙」をご使用ください。）

持参	明石市政策局SDGs推進室（明石市役所本庁舎3階） 業務時間：月曜日～金曜日（閉庁日除く） 8時55分～17時40分
郵送（必着）	〒673-8686 明石市中崎1-5-1 明石市政策局SDGs推進室 宛
F A X	078-918-5101
メール	seisaku@city.akashi.lg.jp
手話動画	詳しくはお問い合わせください。

※電話や窓口での口頭によるご意見は受け付けておりません。

※提出いただいたご意見は返却いたしません。

#### 5 提出されたご意見の取り扱い

- ◆ご意見は、最終案をまとめる際の参考にいたします。
- ◆いただいたご意見は、受付期間終了後に取りまとめ、本市の考え方とあわせて市ホームページ等で一括して公表します。公表の際、内容の要約または一部の表現を改めさせていただくことがありますので、ご了承ください。
- ◆いただいたご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。

#### 6 個人情報等について

- ◆いただいたご意見の中で、住所、氏名、個人または法人等の権利・利益を害するおそれのある情報など、公表することが不適切な情報（明石市情報公開条例第11条各号のいずれかに該当する情報）については公表いたしません。
- ◆ご意見、住所、氏名、電子メールアドレス等につきましては、明石市個人情報保護条例に基づき適正に管理し、提出いただいたご意見の内容を確認するという目的以外には利用・提供いたしません。

お問い合わせ先：明石市政策局SDGs推進室（078-918-5010）